

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その翌日)

目次

◆告示

相互救済事業に係る昭和六十二年の経営状況(総務管財課)

土地改良事業の認可(四件)(農村整備課)

土地改良法による換地計画の決定(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(四件)(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(三件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(八件)(〃)

木材業者等の登録(林務課)

木材業者の登録の変更(〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◆教委告示

教育委員会の招集(総務課)

◆公 告

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第四百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和六十二年の経営状況の通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和62年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 事業実績

(1) 火災共済

加入団体 47都道府県外8団体

共済責任額 2,382,847,803,000円

共済基金分担金(解約返戻金差引後) 897,704,052円

被災件数 46件

被災棟数 46棟

災害共済金 47,193,544円

損害率 5.3%

(2) 自動車損害共済

加入団体 12府県外

加入台数	1,340台	次期繰越収支差額	1,883,112,041円
共済責任額	37,380,865,000円	(2) 正味財産増減計算の部	
共済基金分担金 (解約返戻金差引後)	15,558,734円	ア 増加	
事故件数	5件	減価償却積立預金増加額	31,720,000円
災害共済金	210,470円	共済備金積立預金増加額	41,430,000円
損害率	1.4%	地方自治振興基金積立預金増加額	400,000,000円
2 収支計算		付属設備増加額	137,216,000円
(1) 収支計算の部		増加額合計	610,366,000円
ア 収入		イ 減少	
事業収入	913,303,387円	当期収支差額	62,021,077円
繰入金収入	32,920,000円	貸付金減少額	7,142,851円
雑収入	387,219,875円	減価償却額	32,379,655円
返還金収入	7,142,851円	付属設備減少額	734,051円
前期繰越収支差額	1,945,133,118円	減少額合計	102,277,634円
収入合計	3,285,719,231円	ウ 当期正味財産増加額	508,088,366円
イ 支出		エ 前期繰越正味財産額	9,942,598,859円
管理費	81,704,570円	オ 期末正味財産合計額	10,450,687,225円
事業費	127,286,620円		
配分金	441,384,000円		
諸支出金	141,866,000円		
固定資産取得支出	137,216,000円		
積立預金支出	473,150,000円		
予備費	0円		
支出合計	1,402,607,190円		

鳥取県告示第百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米土地改良区が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)高城地区区画整理)を平成元年二月三日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福井）地区区画整理）を平成元年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）瀬地区暗きょ排水と農道整備を一体としたもの）を平成元年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業松上地区農道整備）を平成元年二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山南部地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年二月八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

大山町役場及び淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百七十七号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）嶋地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年二月八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十八号

淀江町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業（集落型）佐陀地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
平成元年二月八日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
淀江町役場
 - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十九号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井西（広岡地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井西（香取地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十一号

日南町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業福万来地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十二号

日南町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業宝谷地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十三号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）猪子原地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十六条の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十四号

名和町が行う土地改良事業に係る押平地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十五号

智頭町が行う土地改良事業に係る奥山形地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十六号

倉吉市が行う土地改良事業に係る今在家地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十七号

倉吉市が行う土地改良事業に係る板橋地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十八号

日吉津村が行う土地改良事業に係る日吉津地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年

法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年二月八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日吉津村役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十九号

江府町が行う土地改良事業に係る貝田(河原・谷)地区河原工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年二月八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十号

溝口町が行う土地改良事業に係る北谷尻地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

大山町が行う土地改良事業に係る中高地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成元年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号	登 録 年 月 日	住 所 又 は 所 在 地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥木第二号	昭和六十三年十月二十五日	鳥取市東品治町一〇六	有限会社大日通商 代表取締役 石谷文一
倉木第一号	昭和六十三年十一月二十八日	倉吉市小田二二八一六	田村達彦
〃 第二号	昭和六十三年十二月九日	東伯郡三朝町大字森五八五十七	前田公之

製材業者

登録番号	登 録 年 月 日	住 所	氏 名
倉製第一号	昭和六十三年十二月十三日	東伯郡東伯町大字勤三〇〇一	門脇英雄

鳥取県告示第百六十三号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十四号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八條の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
昭和六十二年四月一日 八木第七二号 倉木第三一号	八頭郡若桜町大字若桜八〇一―五 若桜町森林組合 組合長理事 中尾 喬一 東伯郡北条町大字島七〇三 西日本産商株式会社 代表取締役 日置 博明	代表者の氏名	代表取締役 日置 博明	組合長理事 西本 稔 代表取締役 日置 公輔	昭和六十三年十二月二十七日 昭和六十三年十二月十二日

届出事項	加入区	漁業の区分	場所	期 間
発起人にならうとする者の住所及び氏名 境港市岬町 弓北漁業協同組合 組合長理事 高見昭規 境港市竹内町一七―二 大谷 登志二 境港市朝日町一〇九 池 渊 志 郎	境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九	漁業の区分 その他の者の行う法第百四条第二号に掲げる漁業	境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九 境港市朝日町一〇九	平成元年二月七日から同月二十一日まで

鳥取県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成元年二月七日から二週間鳥取県土木部道路課にお
 いて一般の縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別 敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
		変更前	変更後	
倉吉江府溝 口線	日野郡溝口町岩立字辻堂一〇 五二地先から同町金屋谷字上 原畑一〇六一地先まで	七・五	一〇・五	七六五・〇
		一三・〇	五二・八	

鳥取県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成元年二月七日から二週間鳥取県土木部道路課にお
 いて一般の縦覧に供する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉江府溝 口線	日野郡溝口町岩立字辻堂一〇五二地 先から同町金屋谷字上原畑一〇六一 一地先まで	平成元年二月七日

鳥取県告示第百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
 法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
 昭和六十三年八月九日 鳥取県指令受鳥土維第五百十四号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 鳥取市宮長字大坪
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鳥取市安長二三二―三
 株式会社くみあい燃料センター
 代表取締役 古田静男

鳥取県告示第百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十月一日 鳥取県指令受鳥土維第六百五十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字上山崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市昭和町二二一四一

株式会社大幸

代表取締役 森脇牧夫

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年二月七日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成元年二月十日（金）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成元年 2月 7日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 亨 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成元年3月17日 午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
	平成元年3月2日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
	平成元年3月7日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
経験者講習	平成元年3月23日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各 警察署の管内に居 住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、対猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当するもの

- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 3時間30分

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

受講申込みの際、(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消

印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）及び印鑑

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】